

▶ 所得税の確定申告が必要な方

- ① 農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売った方
- ② 給与所得で、年収が2千万円を超える方
- ③ 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 給与の支払いを2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

▶ 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方でも、令和3年中に収入があった方や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない方は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているか、必ずご家族の源泉徴収票などで確認してください。

*** 注意 ***

- 申告しないと…
国民健康保険や各種年金の審査、所得証明書などを発行する際に不都合が生じる場合があります。
- 申告しなくてもいい方
 - ① 給与所得のみで、勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されている方
 - ② 公的年金等のみで、「公的年金支払報告書」が支払者から町へ提出されている方
 - ③ 収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている方

▶ 所得税確定申告・町県民税申告相談日程について

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(水)	四季の丘	四季の丘	役場 2階 第2会議室
2月17日(木)	成城台・藤の台	武田・新	
2月21日(月)	武田・新	神崎神宿	
2月22日(火)	神崎神宿	神崎神宿	
2月23日(水)	全地区(予約制)	全地区(予約制)	
2月24日(木)	神崎本宿	毛成	
2月28日(月)	毛成・神崎本宿	古原	
3月1日(火)	古原	郡	
3月2日(水)	郡	大貫・立野	
3月3日(木)	大貫・立野	植房	
3月7日(月)	植房	小松	
3月8日(火)	小松	並木	
3月9日(水)	並木	今・高谷・松崎・向野	
3月10日(木)	神崎本宿	成城台・藤の台	
3月11日(金)	全地区	全地区	
3月14日(月)	全地区	全地区	
3月15日(火)	全地区	全地区	

- 受付時間
【午前の部】 9:00~11:00
【午後の部】 13:30~16:00
(2月23日Ⓢは15時まで)
但し、当日の混雑状況により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。
- 2月16日Ⓢ~3月10日Ⓢは該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、予めご了承ください。
- 2月23日Ⓢは、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月1日Ⓢ~2月15日Ⓢ17時までに神崎町役場町民課税務係へご連絡ください。

▶ 申告相談会の実施について

申告期間に先立って、税務署・県税事務所・町による所得税・消費税の相談会を行います。申告期間中は混雑が予想されますので、ぜひこの機会をご活用ください。

- 日時 令和4年2月7日(月) 9:30~12:00、13:00~15:30
- 会場 神崎町役場2階 第2会議室